

平成20年 No.37

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

制定理由

編入学の実施に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 7 月 23 日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成20年 7 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年学則第 6 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：編入学の実施に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
目次 〔省略〕 第5章 入学、<u>編入学</u>、転入学、再入学、課程等の変更、休学、復学、留学、退学、除籍、賞罰等 第1節 〔省略〕 第2節 <u>編入学</u>、転入学、再入学及び課程等の変更（<u>第37条の2</u>－第40条） 〔省略〕 第5章 入学、<u>編入学</u>、転入学、再入学、課程等の変更、休学、復学、留学、退学、除籍、賞罰等 第1節 〔省略〕 第2節 <u>編入学</u>、転入学、再入学及び課程等の変更（<u>編入学</u>） <u>第37条の2 次の各号の1に該当する者で、本学に編入学を志願する者があったときは、その事由及び学力等を審査した上、これを許可することができる。</u> <u>(1) 大学を卒業した者</u> <u>(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者</u> <u>(3) その他法令で定めるところにより編入学できる者</u> <u>2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成20年7月24日から施行する。</u>	目次 〔省略〕 第5章 入学、転入学、再入学、課程等の変更、休学、復学、留学、退学、除籍、賞罰等 第1節 〔省略〕 第2節 転入学、再入学及び課程等の変更（<u>第38条</u>－第40条） 〔省略〕 第5章 入学、転入学、再入学、課程等の変更、休学、復学、留学、退学、除籍、賞罰等 第1節 〔省略〕 第2節 転入学、再入学及び課程等の変更 〔省略〕